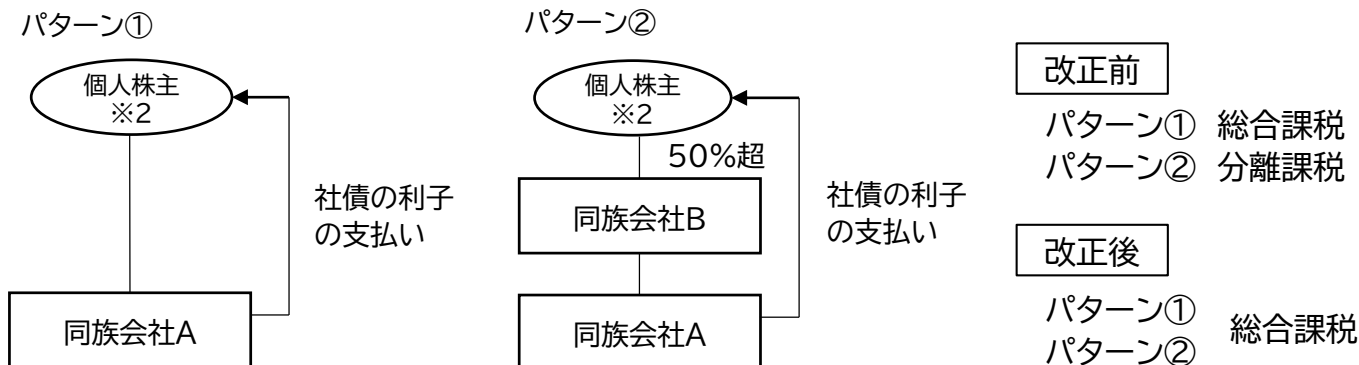


個人所得課税 同族会社が発行した社債の利子等への課税の適正化

1. 改正の概要

同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人※1及びその親族等が支払を受けるものを、総合課税の対象とする。また、当該社債の償還金についても、総合課税の対象とする。

※1法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等をいう。



※2その者を判定の基礎となる株主とした場合に当該社債の利子の支払をした法人が同族会社に該当することとなるときにおける当該株主

【改正前】

同族会社Aの株主が社債の利子を受取る場合は総合課税(パターン①)

同族会社Bを通じて間接的に同族会社Aを保有する場合は分離課税(パターン②)

【改正後】

いずれも総合課税

2. 適用時期

2021年(令和3年)4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用する。

3. 実務上の留意点

同族会社との間に法人を介在させることにより、社債の利子について分離課税となっていた株主についても、改正後は総合課税となるため、今後は税負担が重くなる場合がある。

4. 今後の注目点

法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等の「等」はどの範囲か（同族会社Bの上に同族会社Cが介在する場合における同族会社Cの株主も対象となるか）。